

新型コロナウイルスの影響により納税が困難な方へ

徴収猶予の「特例制度」

- 新型コロナウイルスの影響により事業等に係る収入に相当の減少があった方は、1年間、市税の徴収の猶予を受けることができますようになります。
 - **担保の提供は不要です。延滞金もかかりません。**
- ※ 猶予期間内における途中での納付や分割納付など、事業の状況に応じて計画的に納付していただくことも可能です。

対象となる方

以下①②のいずれも満たす方が（個人・法人問わず）が対象となります。

① 新型コロナウイルスの影響により、
令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。

② 納期限までに納付を行うことが困難であること。

- ※ 「納期限までに納付を行うことが困難」かの判断については、少なくとも向こう半年間の事業資金を考慮に入れるなど、申請される方の置かれた状況に配慮し適切に対応します。

対象となる地方税

- ・ 令和2年2月1日から令和3年2月1日までに納期限が到来するほぼすべての税目が対象になります。
- ・ これらのうち、既に納期限が過ぎている未納の市税（他の猶予を受けているものを含む）についても、遡ってこの特例を利用できる場合があります。

申請手続等

- ・ 関係法令の施行から2か月後（令和2年6月30日）、又は、納期限のいずれか遅い日までに申請が必要です。
 - ・ 申請書のほか、収入や現預金の状況が分かる資料を提出していただきます。
- ※ この手続きは納期限を延長するものであり、納税義務の免除又は税額が減免されるものではありません。